# 医師確保対策関係 平成21年度予算

平成20年度予算160億円 → 平成21年度予算271億円

「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月)、「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)、「5つの安心プラン」(平成20年7月)等を踏まえ、以下の事業等に約271億円の予算額を計上し、医師確保対策の一層の推進を図ることとしている。

- ①医師派遣の推進等
- ②勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減
- ③医師と看護師等の協働・連携の推進
- 4 臨床研修病院等への支援

### 【主な新規予算等】

●産科医等育成•確保支援事業(新規)

2,834,807千円(0千円)

① 産科医等確保支援事業 2,770,207千円(0千円) 産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して 財政支援を行う。

(対象経費) 産科医等に対する手当(分娩取扱手当)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者※)

※高額な分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く。

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 10千円/件

(創設年度) 平成21年度

② 産科医等育成支援事業

64,600千円(0千円)

臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援 を行い、産科を志望する若手医師等へのインセンティブとする。

(対象経費) 産科後期研修医に対する手当(研修医手当等)

(補 助 先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3以内、市町村1/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 1人あたり月額5万円

(創設年度) 平成21年度

(担当課:総務課)

### ●医師派遣等推進事業(一部新規)

4,163,610千円(0千円)

都道府県医療対策協議会の要請を踏まえ、医師不足地域の医療機関へ医師派遣を行う医療機関を 多数確保し、円滑に医師派遣が実施される体制を構築するため、医師派遣に関する補助制度を統合し、

- ① 都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費
- ② 派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要となる経費
- ③ 医師を派遣することに伴い派遣元医療機関に生じる逸失利益等
- ④ 派遣医師が派遣後に海外研修に参加する自己研鑽に必要となる経費

等に対する補助事業を創設する。

(対象経費) 医師派遣調整等経費、派遣医師受入準備経費、逸失利益等、海外研修等

(補 助 先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内)

(積算単価)・医師派遣調整等経費 3.000千円/1都道府県

·派遣医師受入準備経費 1,500千円/1都道府県(各10医療機関)

·逸失利益等(都道府県内) 150,000千円/1都道府県(各10人×12月)

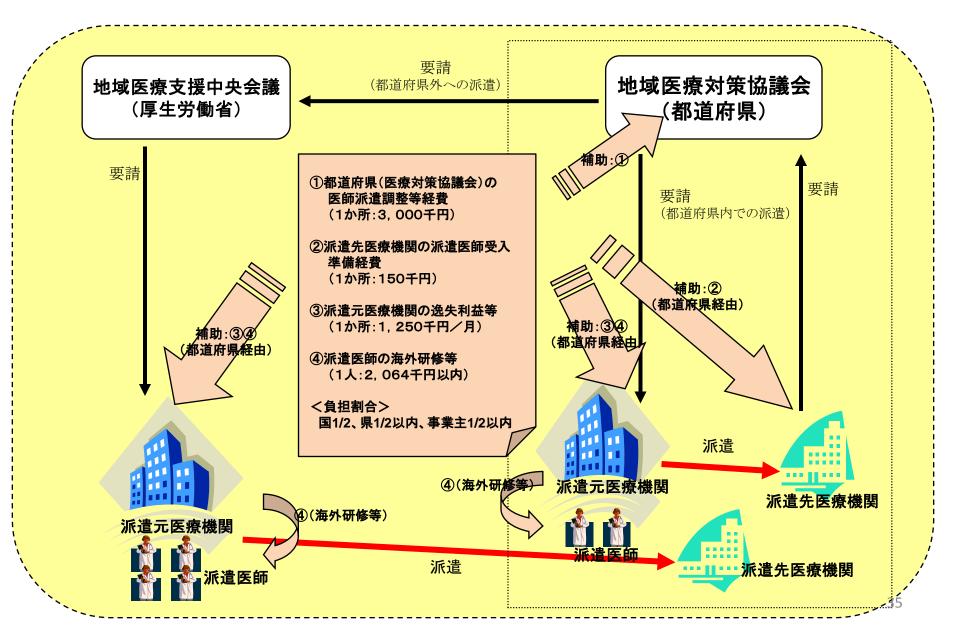
(都道府県外) 7,500千円/1人(6月)(10人分)

·海外研修等経費(都道府県内) 20,640千円/1都道府県(各10人)

(都道府県外) 2,064千円/1人(10人分)

(創設年度) 平成21年度

# 医師派遣等推進事業(平成21年度予算額:4,164百万円)



### ●救急勤務医支援事業(新規)

2,044,967千円(0千円)

救命救急センター及び第二次救急医療機関(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを含む)に勤務する救急医(産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む)の処遇改善を図るため、休日・夜間において新たに救急勤務医手当(宿日直手当や超過勤務手当とは別)を創設する。

(対象経費) 勤務医に対する手当(救急勤務医手当)

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 土日祝日の昼間13,570円/回、夜間18,659円/回

(創設年度) 平成21年度

※ 都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。

(担当課:指導課)

### ●へき地診療所等医師支援事業(新規)

136,042千円(0千円)

へき地においては、子弟の教育環境が不足していること、交通が不便であること、過重労働であること、 緊急対応時の負担が大きいことなどから、医師の確保が困難となっている。

この課題を解消するための方策として、へき地診療所等において交替制勤務等を行うための支援や医師のへき地勤務を容易にするための交通費の補助を行う。

(対象経費) へき地診療所まで通勤のための交通費、子弟の通学のための交通費、週末帰宅のための交通費等

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 民間:1/3(国1/3、事業者2/3)

公的:2/3(国2/3、事業者1/3) 沖縄:3/4(国3/4、事業者1/4)

(積算単価) 1,313千円/1か所

(創設年度) 平成21年度

### ●短時間正規雇用支援事業(新規)

1,522,831千円(0千円)

「短時間正規雇用」の導入により、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図り、医療機関における医師を安定的に確保するものである。

(対象経費)代替医師雇上謝金

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/3(国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(積算単価)5,115千円/1か所

(担当課:医事課)

### ●医師事務作業補助者設置支援事業(新規)

814,625千円(0千円)

医師の業務負担を軽減するために、書類記載、オーダリングシステムへの入力などを行う医師事務作業補助者の設置・充実を図る。

(対象経費)代替職員賃金

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2)

(積算単価)2.606千円/1か所

(担当課:医事課)

### ●協働推進研修事業(新規)

349,991千円(0千円)

看護師等の能力の研鑽のための研修の場を確保し、医師の業務負担の軽減及び看護職員等の 専門性を発揮する機会の増大を図り、医療提供体制の充実を図るものである。

(対象経費) 謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費等

(実施主体) 都道府県

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2)

(創設年度) 平成21年度

(担当課:看護課)

### ●女性医師等就労環境改善緊急対策事業(新規) 940,000千円(0千円)

院内の就労環境の改善等について効果的な総合対策を行う医療機関を緊急的に整備し、働きやすい職場環境の普及に資する。

(対象経費)夜勤・当直免除、主治医制の廃止、キャリア形成の支援、院内における就労環境改善の検討などに 必要な経費

(補助先) 都道府県(市町村、その他厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内)

(積算単価)20,000千円/1か所

(創設年度)平成21年度

(担当課:総務課)

### ●臨床研修費等補助金(新規)

110, 331千円(0千円)

医師不足地域等の臨床研修病院が外部講師(指導医)を招へいするために必要な経費等を支援することにより、課題解決を図る。

(対象経費) 外部講師謝金、旅費、宿泊費

(補助先) 公私立大学附属病院、厚生労働大臣の指定した公私立病院

(補助率) 定額

(積算単価) 外部指導医経費 :506千円/1か所

(創設年度) 平成21年度

(担当課:医事課)

# 救急医療対策関係

## 平成21年度予算

平成20年度予算100億円 → 平成21年度予算205億円

「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月)、「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)、「5つの安心プラン」(平成20年7月)等を踏まえ、以下の事業等に約205億円の予算額を計上し、救急医療対策の一層の推進を図ることとしている。

- ①救急医療を担う医師の支援
- ②救急医療の充実
- ③管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援
- ④ドクターへリ導入促進事業の充実
- ⑤周産期医療の充実

### 【主な新規予算等】

### ●救急勤務医支援事業(新規)

2,044,967千円(0千円)

救命救急センター及び第二次救急医療機関(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを含む)に勤務する救急医(産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む)の処遇改善を図るため、休日・夜間において新たに救急勤務医手当(宿日直手当や超過勤務手当とは別)を創設する。

(対象経費) 勤務医に対する手当(救急勤務医手当)

(補 助 先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 土日祝日の昼間13,570円/回、夜間18,659円/回

(創設年度) 平成21年度

※ 都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。

(担当課:指導課)

## ●小児初期救急センターの運営に対する支援事業(新規)26,633千円(0千円)

軽症患者が9割を超える二次救急医療機関への患者を小児初期救急センターで受け入れることにより、病院勤務医の負担を軽減するなど、小児救急医療体制の確保を図る。

(対象経費) 小児初期救急センターに派遣される診療所医師等の交通費

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(積算単価) 1,700千円/1か所

(創設年度) 平成21年度 (担当課:指導課)

### ●救命救急センター運営事業

5,069,674千円(2,771,669千円)

①救命救急センター(20~30床型)4,841,649千円(2,571,277千円)

(対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費、材料費等

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣の認める者(公立分除く))

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3) (積算単価) 121,571千円 → 178,995千円/1施設(30床型)

(創設年度) 昭和51年度

②地域救命救急センター(10床型)228,025千円(200,392千円)

既存の救命救急センターまでのアクセスに相当の時間を要する地域に対し、<u>地域</u>救命救急センターの設置促進を図る。

(対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費、材料費等

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣の認める者(公立分除く))

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(積算単価) 103,648千円/1施設(10床型)

(創設年度) 平成15年度

### ●管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

5,114,234千円(0千円)

救急患者に対し、地域全体でトリアージ(重症度、緊急性等による患者の区分)を行い、各医療機関の専門性の中から、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関又は院内の診療科へ紹介できる体制を整備し、救急患者の受入れ実績を踏まえた支援や、地域の診療所医師の救急医療への参画を促すための財政支援を行う。

#### 管制塔を担う病院

(対象経費) 医師、診療補助者等の人件費、医療機器購入費等

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(積算単価) 30,746千円/1施設

#### •支援病院

(対象経費) 医師人件費、空床確保費

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(積算単価) 9.966千円/1施設

(創設年度) 平成21年度

### •支援診療所

(対象経費) 医師人件費(派遣経費)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(積算単価) 4.953千円/1施設